

資格確認書交付に係るQ & A

Q 1 資格確認書が交付されなかったのですが、なぜでしょうか？

資格確認書を一齐交付するにあたり、共済組合のシステム上でマイナ保険証利用未登録（マイナンバーカードの期限切れを含む）の方のみを抽出し、交付しております。今回の一齐交付で資格確認書が交付されなかった方については、共済組合でマイナ保険証登録されている方になりますので、医療機関等を受診される際は、マイナ保険証での受診をお願いします。

なお、マイナ保険証利用登録者で、資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録解除が必要になります。解除を希望される場合は、「マイナ保険証利用登録解除申請書（様式 8-13）」を提出してください。

（様式は支部ホームページ「各種様式ダウンロード」よりダウンロードしてください。）

Q 2 マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していますが、資格確認書は交付されますか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録している方（マイナ保険証利用登録済みの方）については、**今回の一齐交付については対象外となり交付されません。**

医療機関等を受診される場合は、マイナ保険証にて受診をお願いします。

なお、マイナ保険証利用登録者で、資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録解除が必要になります。（上記 Q 1 参照）

Q 3 マイナ保険証を利用登録しているにもかかわらず、資格確認書が届いたのですが？

今回の資格確認書の一齐交付については、共済組合のシステム上で、令和 7 年 10 月 6 日時点を基準日として抽出しており、基準日時点でマイナ保険証利用未登録（マイナンバーカードの期限切れを含む）の方を抽出し、交付しております。

なお、組合員および被扶養者がマイナ保険証を利用登録してから共済組合のシステム上で反映されるまでに 1 か月から 2 か月程度要しますので、基準日時点でマイナ保険証利用登録をしているにもかかわらず、資格確認書が届く場合があります。

その場合は、お手数ですが、資格確認書を共済組合まで返却していただくようお願いします。

Q 4 マイナ保険証の利用登録解除申請を行った場合、資格確認書はいつ頃届きますか？

マイナ保険証の利用登録解除申請書が共済組合に到着してから、約 5 日程度で資格確認書を発送します。なお、解除申請を行ってから実際にマイナ保険証の利用登録解除が行われるまで、約 1 ～ 2 か月程度期間を要します。

その他、ご不明な点等がありましたら、給付・年金第一担当までご連絡ください。